



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
5月24日
第310号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告示	
滋賀県立美術館観覧料の徴収事務の委託(文化芸術振興課).....	1
救急病院等を定める省令第1条第1項に規定する救急病院(医療政策課).....	1
電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条第1項に基づく道路の指定(道路保全課).....	1
○ 公告	
大規模小売店舗の新設の届出の公告(中小企業支援課).....	2
公共測量終了公告(監理課).....	2
○ 県税事務所公告	
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告(中部).....	3
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員就任公告(大津・南部).....	3
土地改良区役員退任および就任公告(高島).....	3
土地改良区定款変更認可公告(大津・南部、東近江、高島).....	4
○ 公安委員会公告	
警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告(生活安全企画課).....	4

告示

滋賀県告示第223号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県立美術館観覧料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和4年5月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 委託の相手方 株式会社アール&キャリア 東京都千代田区大手町1-3-1
- 委託事務の内容 滋賀県立美術館の常設展示観覧料、企画展示観覧料および年間観覧料の徴収事務
- 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第224号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

令和4年5月24日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
医療法人弘英会琵琶湖大橋病院	医療法人弘英会	大津市真野五丁目1番29号	令和7.6.1
東近江市立能登川病院	東近江市	東近江市猪子町191番地	令和7.5.25

滋賀県告示第225号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

この関係図面は、令和4年5月24日から令和4年6月7日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月24日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	区 間	指定の部分	備 考
県道	彦根港彦根停車場線	彦根市松原町字大黒3761番9地先から彦根市元町236番4地先まで	上下線	L=1151.3m

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

令和4年5月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)ニトリ長浜店 長浜市小堀町字赤町414番1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社ニトリ 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 代表取締役 似鳥昭雄
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社ニトリ 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 代表取締役 似鳥昭雄
- 大規模小売店舗の新設をする日 令和4年12月29日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5,156平方メートル
- 駐車場の収容台数 91台
- 駐輪場の収容台数 10台
- 荷さばき施設の面積 63.6平方メートル
- 廃棄物等の保管施設の容量 30立方メートル
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から21時まで
- 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から21時30分まで
- 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 届出年月日 令和4年4月28日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地
 - 縦覧期間 令和4年5月24日から令和4年9月26日まで
- 意見書の提出期限および提出先
 - 提出期限 令和4年9月26日
 - 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和4年5月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(航空写真測量)

- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の終了日 令和4年3月25日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿農政局湖東平野農業水利事業所長 青木 一郎から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和4年5月24日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 東近江市鯉江町
- 3 作業の終了日 令和4年3月31日

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和4年5月24日

滋賀県中部県税事務所長 田 中 佳 子

業 種	記号・番号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農 業	滋 賀 県 第9124184号	令和6.3.31	甲賀市甲賀町神902-1 村山政和	令和4.5.10

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、上田上土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和4年5月24日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 小 森 信 明

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	前 田 明 弘	大津市堂一丁目10番11号

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、今津町三谷土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和4年5月24日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 真 里

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	古 谷 茂 治	高島市今津町日置前3041番地
"	古 谷 傳 平	同 所3688番地
"	谷 口 登	同 所3696番地
"	古 谷 宏 明	同 所3018番地
"	古 谷 昭	同 所3640番地
"	古 谷 博 幸	同 所3340番地
監 事	古 谷 権 一	同 所3336番地

〃	古谷秀和	同	所2873番地1
〃	谷本浩治	同	所3262番地1

2 就任

理事および監事の別	氏名	住	所
理事	古谷茂治	高島市今津町日置前3041番地	
〃	古谷昭	同	所3640番地
〃	谷口正直	同	所3677番地1
〃	古谷宏明	同	所3018番地
〃	谷口登	同	所3696番地
〃	古谷博幸	同	所3340番地
監事	古谷権一	同	所3336番地
〃	古谷傳平	同	所3688番地
〃	古谷善弘	同	所3254番地1

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、伊香立北部土地改良区の定款の変更は、令和4年5月11日に認可した。

令和4年5月24日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 小森 信明

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、五個荘土地改良区の定款の変更は、令和4年5月18日に認可した。

令和4年5月24日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒山 和幸

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新旭土地改良区の定款の変更は、令和4年5月12日に認可した。

令和4年5月24日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 真里

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習・追加取得講習)を次のとおり実施する。

令和4年5月24日

滋賀県公安委員会委員長 高橋 啓子

- 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)
- 講習日時
 - 新規取得講習 令和4年7月7日(木)から同月14日(木)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - 追加取得講習 令和4年7月12日(火)および同月13日(水)の午前9時から午後5時まで
- 修了考査 新規取得講習については令和4年7月15日(金)午前9時から100分間、追加取得講習については同日午前9時から35分間
- 講習場所 大津市打出浜1番6号 大津市勤労福祉センター
- 受講定員 新規取得講習および追加取得講習を合わせて30人
- 講習科目 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会

規則第2号)第5条および第6条に規定する講習事項

7 受講対象者

(1) 新規取得講習 受講申込みを行う日において、警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込みを行う日において、2号警備業務以外の警備業務の区分の資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に合格した者

オ 旧2級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

8 受付期間 令和4年6月3日(金)から同月13日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)とする。ただし、定員に達し次第締め切る。

9 申込場所 滋賀県内の最寄りの警察署

10 申込方法 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書1通に、次の(1)または(2)に掲げる書類を添付して申込場所に提出すること。

(1) 新規取得講習の場合

ア 7(1)アに該当する者については、2号警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)および履歴書

イ 7(1)イに該当する者については、1級検定の合格証明書の写し

ウ 7(1)ウに該当する者については、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書

エ 7(1)エに該当する者については、旧1級検定の合格証の写し

オ 7(1)オに該当する者については、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習の場合

ア 7(2)アに該当する者については、資格者証等の写し、警備業務従事証明書および履歴書

イ 7(2)イに該当する者については、資格者証等の写しおよび1級検定の合格証明書の写し

ウ 7(2)ウに該当する者については、資格者証等の写し、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書

エ 7(2)エに該当する者については、資格者証等の写しおよび旧1級検定の合格証の写し

オ 7(2)オに該当する者については、資格者証等の写し、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書

11 受講料 申込時に、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円に相当する額の滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。なお、納付した受講料は、申込受理後は、申込みを取り消した場合、講習を受けなかった場合等でも還付しない。

12 携行品 筆記具および警備業関係法令集を持参すること。

- 13 集合時間等 集合時間等の詳細については、申込時に交付する「講習のしおり」を参照すること。
- 14 実施委託 この講習は、一般社団法人滋賀県警備業協会に委託して実施する。
- 15 問合せ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 077-522-1231）または各警察署の生活安全課
- 16 その他 新型コロナウイルス感染症の影響により、講習日、場所等を変更し、または講習を中止する可能性がある
るので、滋賀県警察本部ホームページで最新の情報を確認すること。